

島根県社会的養育推進計画(素案)に対するご意見と県の考え方(パブリックコメント)

番号	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
1	<p>第1 計画全般</p> <p>「社会的養育」は「社会的養護」よりも広い概念であり、地域全体で子ども達を育てていくということからは、県(行政)だけの計画ではなく、市町村、地域資源(社会福祉法人・施設)、地域住民・企業等とも一緒に取り組んでいかなければならない課題であるというメッセージが発信できればよいと思います。</p>	<p>「(1)計画策定の趣旨」の項に、島根県における社会的養育は県・地域・関係団体との連携協働により推進していく旨を追記します。</p>
2	<p>第1(3)他の計画との整合</p> <p>「島根県子どものセーフティネット推進計画」との整合を図ります。」とありますが、先頃「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、また県の計画も見直し作業がなされていると聞いています。どのように整合を図られますか？</p>	<p>本計画の内容については、「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨に沿ったものとしており、「島根県子どものセーフティネット推進計画」策定時に整合を図ります。</p>
3	<p>第1 8つの計画内容及び評価指標</p> <p>P3の「8つの計画内容及び評価指標」の「第10児童相談所の強化等」に「児童相談所と市町村の役割分担の明確化」とありますが、本文P47～50にかけて、これに関する記述が見当たりません。何を以て「役割分担の明確化」とされているのですか？</p> <p>(児相、市町村、要対協の体制、機能強化、関係機関との連携・協働等については当然必要であり、そのように記載されているかと思いますが、そもそも児相と市町村との「明確な」役割分担は可能なのでしょうか？「のりしろ型連携」との関係は？)</p>	<p>頂いたご意見を参考に、P3【第10 児童相談所の強化等】の記載を修正します。</p>
4	<p>第2 子どもの権利ノート、意見箱について</p> <p>【現状】として、「権利ノート…、意見箱…の利用方法等について周知しています」とありますが、【課題】として、「権利ノート及び意見箱の利用について、より子どもに分かりやすい周知方法…について考察…」とあります。また、【取組の方向】には、「権利ノートの利用方法等について…丁寧に説明し、周知徹底を図る…」 「必要に応じ子どもへの面接等も行い…」とあります。</p> <p>現状での取組が十分とは言えないので、もう少し丁寧に説明することだと思いますが、何がどう不十分なのか、どのあたりが課題なのかが不透明です。もう少し分析をしたうえで、対応方法を検討すべきのように感じます。</p>	<p>頂いたご意見を参考に、計画の記載を修正します。</p>
5	<p>第2 【課題】(2)現在行っている子どもの権利擁護のための仕組みの更なる検討</p> <p>②は、島根県の現状が不十分ということなのか、それとも十分か不十分かは別としてあるべき姿を記載しているのが分かりません。</p>	<p>課題として掲げておりますので、島根県の現状としてまだこのように不十分な面もあるのご意見を受け、記載しております。</p>
6	<p>第2 アドボケート制度について</p> <p>アドボケート、アドボカシーという言葉が少しずつ使われるようになってきていますが、児相現場でも、まだ使われ始めたばかりという印象で、一般的な言葉とまでは言えないように感じています。こうした言葉を使用するに当たっては、もう少し丁寧な説明を加える必要があると感じます。</p> <p>例えば、【取組の方向】(1)には、「従来の意見表明の仕組みに比べ、丁寧であり」とありますが、読んでいて、何がどう丁寧なのか、従来の意見表明の仕組みとはどんなものなのか、と疑問が残ります。従来の意見表明はどのような点で課題があり、アドボケート制度がそれをどのような形で補っているのか、記載が必要に感じます。</p> <p>また、アドボケート制度が、指標にどう反映されているのかも、よく分かりません。指標⑥の第三者の意見聴取がこれにあたるのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アドボカシー(アドボケート制度)について説明文を加筆 ・文中の「アドボケート制度等」を「アドボカシー」に統一表記 ・⑥(新規)施設や児相以外の第三者による子どもからの意見聴取の仕組み(アドボカシー)と修正

番号	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
7	<p>第2【取組の方向】(2)現在行っている子どもの権利擁護のための仕組みの更なる検討 ②「施設職員の聞き取りについては、」⇒「施設職員による聞き取り」？</p> <p>子どもの権利擁護について、児相、施設、市町村等の職員は、第一線で子どもに接しているからこそ、「子どもの権利擁護の主体」としての役割をはたすことが期待されており、そのような視点での関係職員の資質や意識の向上が求められると思います。</p>	<p>頂いたご意見を参考に、計画の記載を修正します。</p>
8	<p>第3 市町村の体制充実及び連携について 市町村体制の充実と、市町村と「里親」のつながりをもっと強化する方策の提示を。</p>	<p>各市町村におかれては実情やサービスが様々であり、実情にあった支援策を充実していくこととしておりますので、ご理解ください。 また、里親とのつながりの強化策については、計画の記載を加筆します。</p>
9	<p>第3 市町村の体制充実について 市町村体制の専門性はまちまちであり、社会福祉士、心理士、保育士等の専門職を備えている市町村は少ないのではないかと。そこを県としてどう取り組むのかを示して欲しい。</p>	<p>市町村が設置する要保護児童対策地域協議会に係る要保護児童対策調整機関には、児童福祉司有資格者又は、保健師、助産師、看護師、保育士、教員免許所持者、児童指導員のいずれか(経過措置あり)を配置することとされています。県内要保護児童対策調整機関の全てに、前記職員(経過措置を含む)が配置されています。 県内全市町村の要保護児童対策地域協議会におかれては、現在も、調整機能だけでなく子どもとその家族支援のソーシャルワークを担っています。子育て世代包括支援センターが配置された後、各市町村が子ども家庭総合支援拠点の運営をどのように計画されるか、それぞれの状況を伺いながら、対応を検討していきます。</p>
10	<p>第3 字句の修正 ×児童虐待防止等に関する法律 ○児童虐待の防止等に関する法律</p>	<p>説明、文言等加筆・訂正します。</p>
11	<p>第3 関係機関との連携・協働について 【現状】、【課題】、【取組の方向】欄それぞれに、「関係機関との連携・協働、役割分担」について記載されています。目指す方向としては「連携・協働あつての役割分担」であるかと思いますが、【現状】欄には「連携・協働」がありません。現状認識として「ない」という理解なのでしょうか？</p>	<p>ご指摘の点を参考に計画の記載を修正します。</p>
12	<p>第3 子育て短期支援事業について 「子育て短期支援事業」(ショートステイ、トワイライトステイ)について、以降の項目(里親推進や施設の多機能化等)にも関係してきますが、県として、ショートステイの現状における評価はどうなのでしょう？ (実施市町村は6市町ですが、実際の利用状況は？)現状及び今後のニーズに対する必要量は？</p>	<p>今後のニーズについては、現在策定中の次期「島根県子ども・子育て支援事業支援計画」(子ども・子育て支援課所管)において集計中ですので、もうしばらくお待ちください。 また、各市町村の子どもの預かり支援サービス及びニーズについては様々であるため、実情にあった支援策を充実していくこととしておりますので、ご理解ください。 なお、子育て短期支援事業のニーズがある市町村に向けては、里親を活用していただけるよう一緒に検討しているところであり、引き続き連携していきます。</p>
13	<p>第3 児童家庭支援センターについて “児童養護施設等併設型の児童家庭支援センターについては、(略)設置を見送ることとし”との記載があるが、単独型の設置についての記載がないため、単独設置についての考えを知りたい。また、設置の検討をお願いしたい。</p>	<p>令和2年度から施行される児童福祉法等改正により、児童相談所における虐待対応体制(児童福祉司、児童心理司の増員、弁護士、医師及び保健師の配置義務)及び市町村における切れ目ない相談体制(子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的運用による、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携強化)の役割強化が明示されました。今後児童家庭支援センターを設置する場合、島根県における児童相談所、市町村、乳児院や児童養護施設等に期待される役割を整理し、議論していくことが必要となります。 こうした議論の中で、設置の是非だけでなく、その設置形態(単独型、施設併設型)についても、議論していくこととなります。 ご指摘の点も参考に計画の記載を修正します。</p>

番号	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
14	<p>第5 「里親」という表現について</p> <p>「里親」は法で用いられている表現であるが、もともと平安時代頃からの言葉で、その当時の時代状況を背負っている。今の時代もつとふさわしい表現を考えるべきではないか。少なくともその意思を島根県として示し国を動かすぐらいの気概がほしい。</p> <p>一般に「里親」と聞けば「犬や猫の里親」がなじんでいる。人権問題を孕む言葉だと思う。</p>	<p>ご指摘のように、「里親」という言葉は広く色々な場面で使用されており、誤解を招く使い方もあります。</p> <p>国において「里親」の名称変更が検討されています。</p>
15	<p>第5 里親認定について</p> <p>「里親」認定に至るプロセス、認定基準等をもっときちんと社会に示すこと。</p>	<p>県では、「里親になりませんか」というリーフレットを作り、里親認定プロセスや認定要件等を含む里親制度について紹介しています。</p> <p>このリーフレットは、関係機関への里親研修の際、街頭啓発の際、里親に関心を持っていただいた方との面接の際等に使用しています。</p> <p>引き続き、里親制度の周知に努めます。</p>
16	<p>第5 里親と児童養護施設等の連携について</p> <p>「里親」と児童養護施設等の連携強化の具体的方策を示すこと。</p>	<p>島根県の独自指標に示したように、現在2名の里親支援専門相談員について、乳児院と児童養護施設の全てへの配置(4名配置)を目指します。</p> <p>また「フォスタリング5年後の一案」表中の民間施設A型の例示(赤い文字)のように、各施設における里親支援専門相談員に、県里親委託促進会議への参加を求め、関係機関と里親委託に関する意見交換を行うことなどを通じて、一連のフォスタリング業務のどの部分をどのように担っていただくか、具体的な検討、実施を進めていきます。</p>
17	<p>第5 里親等委託における実親との面会への対応について</p> <p>児童が施設入所した場合、一般的には実親と児童の面会は特別な場合を除き可能であるが、里親委託の場合、親子面会が難しい場合が生じやすい。</p> <p>児童の権利保障からして問題が生じやすくこの点をどう考え対応するののかもきちんと示すべきだと思う。</p>	<p>社会的養護を必要とする子どもさんと実親さんとの交流がどの程度必要かを含め、児童相談所で子どもさん一人一人の状況に応じて、里親委託が適切かどうか、また里親委託が適当な場合、どの里親さんが適切かについても検討し、支援を行います。</p> <p>里親委託しながら、子どもさんと実親さんの交流を行うケースもあります。</p>
18	<p>第5 「家庭における養育環境と同様の養育環境」について</p> <p>国は「家庭における養育環境と同様の養育環境」とは、養子縁組による家庭、里親家庭、ファミリーホームを指していますが、ここでは「里親家庭及びファミリーホームを指します」と、その範囲を狭めています。表現として正しいでしょうか。</p>	<p>頂いたご意見を参考に修正します。</p>
19	<p>第5 字句の修正</p> <p>【現状】</p> <p>「里親支援専門相談員が2名、児童養護施設に配置」⇒乳児院も含むとすれば「児童福祉施設」?</p>	<p>頂いたご意見を参考に修正します。</p>
20	<p>第5 委託率等の数値目標設定について</p> <p>委託決定は児童の人生に関わる重要な事柄であり児童相談所が社会的、心理的等を鑑み総合的に判断して行うものであり、他の行政によく見られる数値目標設定は不適切。</p> <p>また、高齢化が進む島根県では「里親」になろうとする人も減少する方向になると思う。国の方針にすぐ乗るのではなく島根県独自の考え方や取り組みが大切。</p>	<p>国が示す「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」にて、各都道府県において里親委託率の目標数値と達成時期を示すよう求めています。島根県では、委託率設定にあたり、第4に記載しているように、施設で生活している子どもさん一人一人の措置理由を児童相談所に確認し、できる限り実態に即した委託率の目標値となるよう工夫しました。</p> <p>また、目標値が一人歩きせぬよう毎年実態を確認し、必要に応じて目標値の見直しを行います。そのためにも、島根県独自指標の市町村職員や医療関係職員等への里親研修などを、一つ一つ着実に進めていきます。</p> <p>ご指摘のように、これまで里親登録していただいている方々が高齢となり、里親登録を辞退されることが予想されます。一方で近年は、養子縁組里親の登録数の増加もあり、30～40代の里親登録が増えていきます。養子縁組希望であっても、養育里親の登録もして子どもを育てたいと望まれる方も多くいらっしゃいます。この傾向は、今後も続いていくと思われます。</p>

番号	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
21	<p>第7 1. 施設の高機能化について 【課題】 「家庭支援専門相談員」と「里親支援専門相談員」について、どのように役割を分担していくのでしょうか？ 乳児院と養護施設とで同じなのか異なるのか？ 家庭生活体験、実親との交流、家庭復帰は家庭支援専門相談員、里親委託推進は里親支援専門相談員？</p>	<p>「家庭支援専門相談員」は、児童の早期家庭復帰に向けた保護者への相談援助等の支援及び親子関係再構築を主な役割としていますが、保護者への相談援助支援を行う中で、家庭復帰が困難と判断された場合は、里親委託、養子縁組又は施設養護の継続という代替養育も考えていかなければなりません。</p> <p>一方で、「里親支援専門相談員」は、地域の里親(ファミリーホーム)を支援する拠点としての役割があり、里親の新規開拓、里親研修、里親委託推進、レスパイトケア等、里親に関する事項が中心になります。</p> <p>したがって、新ビジョンが言う「家庭養育原則」を柱としつつも、代替養育である里親等の委託を推進するためには、当該児童に関するそれまでの家庭・実親との関係性や特性が重要なポイントになります。</p> <p>そのためにも、施設内において家庭支援専門相談員と里親支援専門相談員がそれぞれの立場で連携し、当該児童に関する情報を共有することが、その後の子どもの最善の利益を実現することに結びついていきます。</p>
22	<p>第7 1. 施設の高機能化について 【取組の方向】 「地域で子どもが育まれることを鑑み」⇒「地域で子どもが育まれることの(大切さ、重要性)を鑑み」？</p>	<p>ご指摘の点を参考に計画の記載を修正します。</p>
23	<p>第7 2. 多機能化・機能転換について 【取組の方向】 「地域全体で子どもを見守る体制の構築」や「地域全体の社会資源として共通認識を図る」ためには、市町村との連携が不可欠だと思います。</p>	<p>ご指摘の点を参考に計画の記載を修正します。</p>
24	<p>第7 2. 多機能化・機能転換について 【課題】「児者一体運用」とは？(説明があった方がよいかと思えます。) 【取組の方向】「今後、障がい児入所施設の取り巻く状況」⇒「状況の変化」とか「障がい児入所施設のあり方検討」といった表現の方がよいかと思えます。(これから変わっていくということ)</p>	<p>「児者一体運用」の意味が分かるよう計画の記載を修正します。</p> <p>【取組の方向】については、ご指摘の点を参考に計画の記載を修正します。</p>
25	<p>第7 4. 社会的養育環境における専門的ケアの充実について 「児童心理治療施設」と「児童自立支援施設」について、H30. 7. 6厚労省通知「都道府県社会的養育推進計画の策定について」の中で、「児童心理治療施設、児童自立支援施設については、・・・、施設の運営や新たな設置(改築)についての方向性を示す」とされているようですが、今後の国の動向を踏まえて見直すことになるのでしょうか？</p>	<p>ご指摘の通知にある都道府県社会的養育推進計画策定要領では、「ケアニーズの非常に高い子どもへの対応など、その性質や実態等に鑑み、国において、小規模化・多機能化を含めたそのあり方について、当事者やその代弁者、有識者、施設関係者と意見交換を十分に重ね、その結果を踏まえ、施設の運営や新たな設置(改築)についての方向性を示す」とされています。</p> <p>今後の国の動向は現時点で不明ですが、方向性が示された場合、島根県の児童心理治療施設、児童自立支援施設の現状と照らし合わせ、検討していくこととなります。</p> <p>一方で、小規模化については、児童心理治療施設においては、現時点で既に完了しており、児童自立支援施設においても、現在計画している施設整備計画の中で対応を図っていきます。</p>
26	<p>第7 4. 社会的養育環境における専門的ケアの充実について (5)乳児院機能の整備【島根でめざすべき方向性】に、「県西部で新たに乳児院を運営する法人等が存在しない」との記載があるが、同法人である益田赤十字はいけなのか。課題として、「県西部への乳児院機能の整備」を挙げさせていただいており、「県西部の既存里親(略)受け入れる態勢を検討」の段階であれば課題解決のためのお考えを伺いたい。</p>	<p>現在のところ、新たな乳児院運営に向けて検討いただける法人等が存在しないこと、新ビジョンでも就学前の子どもは原則新規措置入所を停止とする方針が出されているため、新規(定員増)の設置は困難だと考えています。</p> <p>一方、県西部の里親・ファミリーホームでは、乳児に係る一時保護委託等の実績はあることから、その経験を活かし、乳児院機能(ただし、医療的ケアニーズの高い乳児を除く)を果たしていくことを目指します。</p> <p>しかし、里親等においても乳児を預かるための人材育成、専門性の確保は課題となりますので、児童相談所や里親会等と十分に協議した上で、その実現性を判断していくこととなります。</p>

番号	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
27	<p>第7 施設職員の人材確保やモチベーション向上について 里親委託の推進の方向をあまり一方的に強調すると、将来児童福祉や心理などを学び児童福祉に関わる専門職として養育に当たろうとする若い人の意思を削ぐことにつながると思う。将来施設が職員不足で存続しないということも考えられる。「里親」は病気や死亡、離婚、家族環境等の変化が常に予想され、不安定な要素が強いことも十分考慮すべきである。</p> <p>里親委託の単なる推進は、現施設職員のモチベーションを下げ、結果的には施設に暮らす児童の福祉に低下をきたすことも考えられる。「里親」も養護施設等の職員もモチベーションが上がる方向での施策計画を。</p>	<p>今回の計画で、鳥根県では子どもの権利を主体に考え、「家庭養育」の優先や「里親・ファミリーホーム」への委託推進を進めていきますが、その中でこれらが適さない子どもがいる場合、乳児院や児童養護施設を社会的養育の『最後の砦』として位置づけています。</p> <p>また、今後も乳児院や児童養護施設が「できる限り良好な家庭的環境」で子どもを養育できるよう、施設の小規模かつ地域分散化を着実に進めるとともに、障がいを抱える児童に対する専門性や、これまで培ってきた社会的養育の専門性を地域で十分に活かすために機能強化を図り、『地域の社会的養育を支える専門的な拠点』としてその役割を果たす計画としています。</p>
28	<p>第7 6. 児童家庭支援センターのあり方について 【課題】 「児童相談所及び市町村の役割強化が明示」→どのような役割でしょうか？機能・体制の強化のこと？ 「児童家庭支援センターを設置する場合、これまで以上の役割が期待」→児相・市町村の役割強化と児童家庭支援センターに期待される役割との関係がよくわかりません。</p>	<p>令和2年度に施行される児童福祉法等改正では、児童相談所については児童福祉司をはじめとする体制強化、市町村については子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の運用による相談窓口体制強化が挙げられています。</p> <p>これらの体制強化と児童家庭支援センター設置の関係性については、まずは法改正に伴う体制強化を踏まえた児童相談所、市町村の役割、また乳児院や児童養護施設の役割を明確にすることとし、その上で児童家庭支援センターが担うべき役割を整理した上で、設置に係る議論を想定しています。</p> <p>ご指摘の点、及び上記内容を踏まえ計画の記載を修正します。</p>
29	<p>第8 一時保護児童への学習機会の確保について 【取組の方向】 一時保護児童の学習機会の確保について、可能な限り原籍校への通学への対応を行うこととしている。より良い学習機会の確保や在籍校との連携等は必要であり、また、状況によっては学籍のある校区内の里親への一時保護委託を検討する、そのために里親登録者を増やす等の取組は必要だと思いが、一時保護所から可能な限り原籍校への通学への対応を行う対応は、現実的に難しいのではないかと。一時保護所からの原籍校までの距離によって不利益を被る児童生徒もいるのではないかと。</p>	<p>一時保護所から原籍校への通学は困難な事例もあると認識していますので、『個別に検討が必要』であり、『可能な限り』と記載しております。</p>
30	<p>第8 【指標】一時保護の期間 H28実績までですが、H29、H30実績は？</p>	<p>各児相へ調査依頼した上で、H29、H30実績を加筆します。</p>
31	<p>第8 【指標】一時保護の期間 一時保護の期間については、その目的を達成するために要する必要最小限の期間とされている。また、保護の目的（緊急保護、アセスメント保護等）によっても期間は異なる。計画では、「より短期間であることが望ましい」、「現在の鳥根県の30日以内の保護は妥当な数値」とし、指標(目標値)として「31日以上の保護は20%以下」としているが、指標(目標値)の意味するところが、今ひとつ分からない(何故20%以下か、現在より短期間にする必要があるか)。</p>	<p>・一時保護期間については、必要最小限の期間とされていますが、子どもや家庭等の状況及び一時保護の目的によっても大きく変動すると考えており、策定検討委員会の先生からのご指摘もあり、指標(目標値)を平均日数でなく、保護日数の割合で定めるところです。</p> <p>・全国平均保護日数と大幅に変動することなく、概ね現行の鳥根県の一時的保護期間を維持していくことを想定しています。また、少年法上の観護措置期間の上限が28日以内からも勘案し、概ね妥当な数値と考えています。</p> <p>・鳥根県の一時的保護期間が31日以上の割合[現況]:21%⇒23%に変更</p>
32	<p>第8 【指標】一時保護の期間 「躊躇」という言葉について。リスクが高い場合に躊躇するのはまずいが、安全確保や安全確認のために(常に)決して躊躇せず行うというふうにとらえられるべきものではないと思う。P44表下の表現は、この表現で正しいか。(⇒「子どもの安全確保や安全確認のために必要な場合は、…」等)</p>	<p>頂いたご意見を参考に、計画の記載を修正します。</p>
33	<p>第10 文言の見直し 【現状】 「児童相談所といえども」というフレーズは敢えて入れる必要があるのでしょうか？(言わずもがなのような？) 「他機関が役割分担することで他機関なのか多機関なのかかわかりませんが、「役割の分担」だけでなく、「連携・協働して」が必須です。</p>	<p>頂いたご意見を参考に、計画の記載を修正します。</p>

番号	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
34	第10 字句の統一 「要保護児童対策地域協議会」と「要対協」と、両方の記載があります。	「要保護児童対策地域協議会」で統一するよう、計画の記載を修正します。
35	第10 文言の見直し 【課題】 「要保護児童対策地域協議会調整機関を中心とした、実効性のある市町村職員への後方支援」⇒「要保護児童対策地域協議会が調整機関を中心に実効性のあるものとなるよう市町村職員への後方支援を行っていくことが必要」という意味でしょうか？	頂いたご意見を参考に、計画の記載を修正します。
36	第10 文言の見直し 【課題】 「介入と支援マネジメント機能を分化し、児童の安全安心の確保という側面では」⇒「介入機能と支援マネジメント機能を分化し、一義的には児童の安全安心の確保するという側面では」という意味でしょうか？	頂いたご意見を参考に、計画の記載を修正します。
37	第10 文言の見直し 【課題】 「忘れてならないのは」という表現は必要？	頂いたご意見を参考に、計画の記載を修正します。
38	第10 文言の見直し 【課題】 「児童虐待を根絶する」ことは可能？	頂いたご意見を参考に、計画の記載を修正します。
39	第10 文言の見直し 【取組の方向】 児相の体制強化には、「SV機能の確保」と「人材育成(とりわけ専門職のキャリアデザイン)」が不可欠だと思います。	頂いたご意見を参考に、計画の記載を修正します。
40	第10 文言の見直し 【取組の方向】 取組の方向の1点目。「～体制の強化に努めていくこととしております。具体的には、下記のとおりです」とあります。この表現だと、既に(本計画の前に)県として方向性を打ち出しているように見えますが、表現として正しいでしょうか。	まさしく、本計画において県の方向性を記載しているもので、計画前とは考えていません。
41	第10【取組の方向】 取組の方向の②から⑤は、本計画(R11まで)の取組の方向としては、少し弱いような印象を受けます。取組の方向というより、現時点での取組を記載しただけのように感じます。また⑥は、児童相談所の体制強化の一つとして記載して良い内容でしょうか。市町村の体制強化ではないでしょうか。	・今後、専門職員の採用とあわせて検討していきます。 ・市町村職員への後方支援は、児童相談所が担う重要な業務のひとつと考えています。
42	第10 児童相談所の体制充実について 【取組の方向】 児童相談所体制充実の具体的な内容をもっときちんと社会に示すこと。	説明、文言等加筆・訂正します。
43	第10 文言の修正 【取組の方向】 「組織間の信頼関係の構築、維持していくこと」⇒「組織間の信頼関係を構築し、維持していくこと」	頂いたご意見を参考に、計画の記載を修正します。

番号	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
44	<p>第10 文言の修正 【取組の方向】 「警察と児相の情報共有」⇒「警察と児相との情報共有」</p>	<p>頂いたご意見を参考に、計画の記載を修正します。</p>
45	<p>第10【指標】島根県の児童福祉司等の数 指標(目標値)にもう少し説明を加えた方が分かりやすいと思う。例えば、児童福祉司(R4)は30人。国が新プランで言っている一人当たりの担当ケース数を40ケースにした場合の不足を考慮すると30人ということなのか、里親支援担当等の増員を考えているのか等。 また、前段の【課題】の項目では、量的・質的充実が不可欠と言っているが、どの程度不足しているのか、どの程度充実させれば足りるのか、もう少しわかりよく記載した方がよいと思う。</p>	<p>頂いたご意見を参考に、計画の記載を修正します。</p>
46	<p>第10【指標】島根県の児童福祉司等の数 【指標】の表下に「※嘱託職員」とあり、計画として、嘱託職員が前提のように思えますが、自治体によっては、弁護士や医師等を正規職員として配置している自治体もあります。※を付けるなら、現況値の欄につけた方がよいのではないでしょうか。同じく医師等のR4目標値は「検討中」とありますが、何をいつまでにどう検討しているのか、記載しておかないと、その内容(検討中と記載した意図も含めて)が分からなくなるように思います。</p>	<p>頂いたご意見を参考に、計画の記載を修正します。</p>
47	<p>計画全般 障がいのある被虐待児童や、障がいのある非行(特に性加害)の問題を抱えた児童で、社会的養護を必要とする児童の受け入れ先がないのが課題。受け入れ先が決まらず長期に渡って一時保護(委託)をしていた児童もある。</p>	
48	<p>計画全般 里親委託や特別養子縁組が進まない理由に保護者の了解が得られないこともあるが、児童の障がいや疾病がネックとなり、保護者は特別養子希望しても受け手の里親がないこともある。</p>	<p>障がいを抱える児童の児童養護施設への入所は増加してきており、施設での受け入れ、支援については喫緊の課題であると認識しています。 また、近年では里親への委託も散見されはじめていますが、里親の専門性や受け入れ後のサポート体制が課題となっています。 障がいを抱える児童にとって、最善の利益が確保できるよう、障がい児施設とも連携し、その知識や経験を共有することで、児童養護施設職員や里親のスキルアップを目指していきます。</p>
49	<p>計画全般 全体の数からいくと、少数ではあるが、複合的な課題を抱えた児童を受け入れやすくするような、支援策がないと行き先の決まらない児童が滞留する可能性もある。</p>	